



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月27日金曜日 第1856号

◇ 目次 ◇ 告 示

落札者等の決定.....	495
騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正.....	495
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	496
振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	496
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	496
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	496
愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部改正.....	498
定期種畜検査の実施.....	498
建設業者の許可の取消し.....	499
道路の供用開始（県道玉川菊間線）.....	499
道路の区域変更（県道若城環状線）.....	500
道路の区域変更（県道松山港線）.....	500
道路の供用開始（県道串中山線）.....	500
道路の供用開始（一般国道440号）.....	500
道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....	501
道路の供用開始（"）.....	501
道路の区域変更（県道東川上黒岩線）.....	501
道路の供用開始（"）.....	501
道路の区域変更（県道美川小田線）.....	501
道路の供用開始（"）.....	502
道路の区域変更（一般国道378号）.....	502
道路の供用開始（"）.....	502
道路の区域変更（一般国道378号）.....	502
道路の供用開始（"）.....	503
道路の区域変更（一般国道378号）.....	503
道路の供用開始（"）.....	503
道路の供用開始（県道瀬田八多喜停車場線）.....	503
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	503
道路の供用開始（"）.....	504
道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....	504

道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....	504
道路の供用開始（"）.....	504
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....	505
道路の区域変更（県道嵐田之浜岩松線）.....	505
道路の供用開始（"）.....	505
道路の区域変更（県道十和吉野線）.....	505
道路の供用開始（"）.....	506

公 告

土地（建付地）の売払い（3件）.....	506
----------------------	-----

正 誤

平成19年3月30日付け第1848号愛媛県規則第11号（知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則）中.....	509
平成19年3月30日付け第1848号愛媛県議会議事第2号（愛媛県議会図書室図書利用規程の一部改正）中.....	509
平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県人事委員会規則第7-1040号（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則）中.....	509
平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県人事委員会規則第7-1042号（管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則）中.....	509
平成19年4月1日付け第1848号外4目次中.....	510
平成19年4月1日付け第1848号外4愛媛県人事委員会規則第7-1045号（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則）中.....	510
平成19年4月1日付け第1848号外4愛媛県議会議事第2号（愛媛県議会議員の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正）中... 510	510

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第775号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内LANシステム運用管理業務一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成19年3月29日	株式会社愛媛電算 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7	34,860,000円	一般競争入札	平成19年2月16日

○愛媛県告示第776号

騒音環境基準地域の類型の指定（平成11年3月愛媛県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

松山市及び大洲市に係る関係図面を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市の市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第777号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第546号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添第4図を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び大洲市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第778号

振動規制法の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第550号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添第4図を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び大洲市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス東予店
西条市周布613番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年12月10日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,486平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
75台
イ 駐輪場の収容台数
44台
ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
13立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成19年4月9日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第780号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ西条店	西条市朔日市796-1	大規模小売店舗の名称	ディック西条店	ダイキ西条店	平成18年8月20日	平成19年4月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	平成18年11月22日	平成19年4月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ北条店	松山市北条辻410番1 他	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功	平成18年11月22日	平成19年4月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功 株式会社大屋 代表取締役 伊藤 剛吉	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功 株式会社大屋 代表取締役 伊藤 剛吉		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第782号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター別府店	松山市別府町527番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター、管薬品株式会社、有限会社フルール・カド、株式会社フォトクリエイト、株式会社一六本舗	株式会社セブンスター、有限会社アウルカンパニー、有限会社フルール・カド、株式会社一六本舗	平成16年12月15日ほか	平成19年4月16日
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1外		株式会社セブンスター、有限会社富士薬局、株式会社ときわガーランド、株式会社キタムラ、有限会社道後酒販、有限会社喜夢知家、株式会社一六本舗	株式会社セブンスター、有限会社富士薬局、株式会社ときわガーランド、株式会社キタムラ、なかや手芸株式会社、有限会社喜夢知家、株式会社一六本舗	平成19年4月2日	
セブンスター南江戸店	松山市南江戸三丁目822番1外		株式会社セブンスター、株式会社フォトクリエイト、管薬品株式会社、株式会社一六本舗	株式会社セブンスター、株式会社一六本舗	平成18年3月6日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第783号

愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年1月愛媛県告示第14号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。

平成19年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 知事は、食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属の事務のうち、自作農財産に関するものの取扱いに要する経費を負担するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程により予算の範囲内で交付金を市町その他知事が必要と認めた団体に交付する。	第1条 知事は、 <u>農業経営基盤強化措置特別会計</u> 所属の事務のうち、自作農財産に関するものの取扱いに要する経費を負担するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程により予算の範囲内で交付金を市町その他知事が必要と認めた団体に交付する。

○愛媛県告示第784号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成19年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は次のとおりである。

平成19年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査月日	検査時間	検査場所
5月23日	9時30分から11時30分まで 13時30分から14時30分まで 15時30分から16時30分まで	西予市野村町阿下7号156番地 愛媛県畜産試験場 西予市宇和町山田1300番地 大洲市肱川町大谷2440番地
5月24日	10時から11時まで	松山市八反地498番地 愛媛大学農学部付属農場
5月25日	9時30分から10時30分まで 11時から12時まで	新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地 西条市玉津下島山甲569番地

○愛媛県告示第 785 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 18)第10202号	平成18年7月17日	向井工業(株)	向井 喜作	伊予郡松前町大字北川原1281 - 2	平成19年3月1日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第11547号	平成14年6月10日	白石総合建設(株)	白石 栄二	松山市森松町679	平成19年3月1日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 18)第6438号	平成18年10月18日	東洋設備(株)	大西 直樹	四国中央市三島中央2 - 1 - 8	平成19年3月2日	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 14)第2447号	平成14年6月27日	(株)横田建設	横田 滋水	松山市中央1 - 9 - 20	平成19年3月5日	左官工事業 とび・土工工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16)第9844号	平成16年5月25日	(有)加藤組	加藤 孝教	松山市古川西1 - 5 - 3	平成19年3月7日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第623号	平成14年10月12日	新田産業(株)	新田 一詩	宇和島市津島町高田甲597 - 1	平成19年3月8日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第6633号	平成14年3月13日	高橋金物(株)	高橋 紀正	新居浜市新須賀町3 - 4 - 40	平成19年3月9日	板金工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第14456号	平成17年2月22日	大成興産(有)	大元 護	松山市鴨川2 - 14 - 4	平成19年3月12日	建築工事業 塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15)第15487号	平成16年2月3日	三宅ホーム	三宅 正臣	松山市古三津4 - 150	平成19年3月12日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14)第9621号	平成14年10月7日	亀岡建設	亀岡 良治	伊予市双海町上灘甲5176 - 1	平成19年3月16日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第15965号	平成18年6月26日	松山技建工業	千種 正美	松山市古川南3 - 1461 - 14	平成19年3月22日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14)第15014号	平成14年5月17日	法皇開発(有)	休石 太	四国中央市新宮町新宮1014	平成19年3月23日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第12975号	平成15年1月31日	(有)モリタ	森田 明利	喜多郡内子町大瀬東1801	平成19年3月26日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第9953号	平成17年10月17日	(有)尾崎開発	尾崎 武士	西条市三津屋南3 - 18	平成19年3月30日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 786 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾714番から 同町松尾713番2まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第 787 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城3792番3から 同町岩城3792番5まで	旧	メートル 5.5～11.0	キロメートル 0.078	
			新	7.5～11.0	0.078	

○愛媛県告示第 788 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港線	松山市梅津寺町乙56番298地先から 同町1369番5地先まで	旧	メートル 9.2～11.9	キロメートル 0.131	
			新	10.5～13.2	0.131	

○愛媛県告示第 789 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	伊予市中山町中山寅395番2から 同町中山寅394番6まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第 790 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村10191番2から 同字10171番7まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦5849番3から 同町日野浦5915番2まで	旧	メートル 33～80	キロメートル 0.033	
			新	7.0～10.5	0.033	

○愛媛県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦5849番3から 同町日野浦5915番2まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	東川上黒岩線	上浮穴郡久万高原町七鳥64番から 同町七鳥62番まで	旧	メートル 32.5～37.4	キロメートル 0.027	
			新	32.5～88.5	0.027	

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	東川上黒岩線	上浮穴郡久万高原町七鳥64番から 同町七鳥62番まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川3991番2	旧	メートル 6.0~10.6	キロメートル 0.030	
			新	6.0~20.4	0.030	

○愛媛県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川3991番2	平成19年4月27日

○愛媛県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市川上町上泊甲368番9から 同町上泊甲368番7まで	旧	メートル 5.5~7.0	キロメートル 0.008	
			新	10.2~11.5	0.008	

○愛媛県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市川上町上泊甲368番9から 同町上泊甲368番7まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市川上町上泊甲368番7から 同町上泊甲368番8まで	旧	メートル 6.2~7.0	キロメートル 0.006	
			新	12.8~14.4	0.006	

○愛媛県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市川上町上泊甲368番7から 同町上泊甲368番8まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	378号	八幡浜市川上町上泊甲372番6	旧	メートル 4.4～5.0	キロメートル 0.009	
			新	6.0～19.4	0.009	

○愛媛県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市川上町上泊甲372番6	平成19年4月27日

○愛媛県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲237番1地先から 同町甲229番4まで	平成19年4月27日

○愛媛県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川乙1249番3	旧	メートル 5.8~11.0	キロメートル 0.023	
			新	5.8~12.0	0.023	

○愛媛県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川乙1249番3	平成19年4月27日

○愛媛県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下字寺崎2番4から 同町成3番2まで	旧	メートル 4.1~4.4	キロメートル 0.068	
			新	8.7~18.2	0.068	

○愛媛県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下141番8	旧	メートル 8.5~9.4	キロメートル 0.014	
			新	12.0~22.3	0.014	

○愛媛県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下141番8	平成19年4月27日

○愛媛県告示第 809 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市寄松字油田甲1200番 2 から 同市三浦796番 2 地先まで	旧	メートル 3 8 ~ 35 0 9 2 ~ 46 0	キロメートル 5 315 2 671	
			新	9 2 ~ 46 0	2 671	
"	"	宇和島市三浦西957番 1 地先から 同市下波2662番 1 地先まで	旧	4 5 ~ 85 0 10 3 ~ 67 0	1 318 0 846	
			新	10 3 ~ 67 0	0 846	
"	"	宇和島市下波4752番 2 から 同市下波4835番 2 まで	旧	3 1 ~ 26 0 10 3 ~ 20 0	0 672 0 214	
			新	10 3 ~ 20 0	0 214	

○愛媛県告示第 810 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町北灘字小日提第11号120番113	旧	メートル 4 8 ~ 7 7	キロメートル 0 240	
			新	7 7 ~ 26 1	0 240	

○愛媛県告示第 811 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町北灘字小日提第11号120番113	平成19年4月27日

○愛媛県告示第 812 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川974番 2 地先から 同大字927番 5 まで	旧	メートル 3 8 ~ 16 5	キロメートル 0 288	
			新	6 0 ~ 36 5	0 288	

○愛媛県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川974番2地先から 同大字927番5まで	平成19年4月27日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- 件名
土地（建付地）の売払い
- 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物	
	地目	地積	構造	床面積
四国中央市中曾根町字上秋則661番40	宅地	234.40㎡	木造瓦葺平家建外	95.87㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

（ア）日時

平成19年5月21日（月）午前11時

（イ）場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- 入札及び開札の日時
平成19年6月11日（月）午前11時
- 入札及び開札の場所
愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号
愛媛県四国中央土木事務所3階会議室
- 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市東雲町1番2	宅 地	2 217.64m ²	木造瓦葺2階建 外	834.56m ²
松山市東雲町1番5	宅 地	911.76m ²		
松山市喜与町一丁目11番2	宅 地	189.32m ²		

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年5月16日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年6月18日(月)午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地(建付地)の売払い

(2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
南宇和郡愛南町御荘平城2698番	宅 地	370.21㎡	コンクリートブロック 造陸屋根2階建	240.72㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年5月14日(月)午後1時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年5月28日(月)午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3269

愛媛県立南宇和高等学校第1教棟2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

正 誤

○正 誤

平成19年3月30日付け第1848号愛媛県規則第11号(知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
338	左段上から7行目及び8行目	(様式第10号)	(様式第11号)

○正 誤

平成19年3月30日付け第1848号愛媛県議会告示第2号(愛媛県議会図書室図書利用規程の一部改正)中

ページ	箇所	誤	正
414	告示番号	愛媛県議会告示第2号	愛媛県議会告示第3号

○正 誤

平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県人事委員会規則第7-1040号(職員の特種勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
29	左段上から16行目	様式第6号の2	様式第6号の2

○正 誤

平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県人事委員会規則第7-1042号(管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
36	別表第2(第3条関係)2 公安職給料表職務の級欄中	8級	8級
36	別表第2(第3条関係)4 医療職給料表	4 医療職給料表	4 医療職給料表(一)

36	別表第2(第3条関係) 5 医療職給料表	5 医療職給料表	5 医療職給料表(二)
36	別表第2(第3条関係) 6 医療職給料表	6 医療職給料表	6 医療職給料表(三)
37	別表第3(第3条関係) 4 医療職給料表	4 医療職給料表	4 医療職給料表(一)
37	別表第3(第3条関係) 5 医療職給料表	5 医療職給料表	5 医療職給料表(二)
38	別表第3(第3条関係) 6 医療職給料表	6 医療職給料表	6 医療職給料表(三)
41	附則6 改正後欄 上から13行目	の区分_____	の区分_____
42	附則6 改正後欄 第5号区分 上から3行目	医療職給料表	医療職給料表(一)
42	附則6 改正後欄 第5号区分 上から7行目及び 8行目	医療職給料表	医療職給料表(一)

○正 誤

平成19年 4月 1日付け第1848号外 4 目次中

ページ	箇所	誤	正
1	目次欄 上から10行目	第27条第一項の規程	第27条第 1 項の規定

○正 誤

平成19年 4月 1日付け第1848号外 4 愛媛県人事委員会規則第 7 - 1045号(職員の特種勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
127	下から 1 行目	平成19年 4月 1日	公布の日

○正 誤

平成19年 4月 1日付け第1848号外 4 愛媛県議会告示第 2号(愛媛県議会議員の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正)中

ページ	箇所	誤	正
130	告示番号	愛媛県議会告示第 2号	愛媛県議会告示第 4号